

期 日 令和 2年 1月27日
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和2年 第1回

増毛町農業委員会議事録

増毛町農業委員会

令和2年第1回農業委員会総会議事録

令和2年1月27日第1回増毛町農業委員会を増毛町役場3階委員会議室に召集した

	開会 午後 3時30分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、会議書記の指名について</p> <p>日程3、決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて</p> <p>日程4、議案第1号 令和元年農作業料金・農業労賃について</p> <p>日程5、議案第2号 農地の賃借料情報の提供について</p> <p>日程6、議案第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について</p> <p>日程7、議案第4号 増毛町農用地利用集積計画作成の要請について</p> <p>日程8、その他</p>
2	委員定数 11名
3	<p>出席委員 10名</p> <p>1、木谷辰彦 7、前野憲和</p> <p>2、森木信廣 8、大嶋紀之</p> <p>3、仙北 要 9、佐藤健一</p> <p>4、前田裕蔵 10、松倉利幸</p> <p>6、大嶋利幸 11、仙北清孝</p>
4	<p>欠席委員 1名</p> <p>5、大沼清人</p>
5	<p>議事録署名委員</p> <p style="padding-left: 40px;">9番 佐藤健一 委員</p> <p style="padding-left: 40px;">10番 松倉利幸 委員</p>
6	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">局長 宮崎 勉、次長 菅原京富美、係 田中一志</p>
7	<p>本会の書記次のおり</p> <p style="padding-left: 40px;">係 田中一志</p>
局長	<p>それでは、ただいまから令和2年第1回増毛町農業委員会総会を開催します。開催にあたり会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。年が明けて令和2年になり初めての方もいると思いますが、27日になって明けましておめでとうございますというのも時期外れな気がします。</p> <p>「一年の計は元旦にあり」とよく言いまして、それはどういう意味なのかと</p>

	<p>深く考えないまま言っていました。昨日、動画を見ていましたら「計」の意味が解説されていました。最後に出てくるのが「計」だそうです。合計のように、一番上には出てこないで、いろいろ項目があり下の方に計が出てきます。なぜ、1月1日は、年の一番始めなのに一番最後なのかといいますと、あらかじめ今年の一年全てを含めておめでとうございますと祝う意味があるそうです。日本は、昔から言霊という言葉があり、話したことが現実になると言われています。1月1日に新たな気持ちになって、今年全てを含めて、今年が終わったと思いながら今年おめでとうございますと、今年もいいことがありますようにとあらかじめお祝いするということだそうです。</p> <p>現実を振り返ってみますと、雪がかなり少なく今年はどうなるのかなと、今日は大変天気がいいですが、明日は相当気温が下がるようですし、また、吹雪の日もあります。農業というのは、自然に左右される産業でありますので、不安というのは毎年ありますけれども、令和2年も良い年でありますように、あまり悪いことを口で言いますとそれが本当のことになってしまうので、良いことしかおきないと信じて1年間過ごしていただきたいと思います。今日はよろしく申し上げます。</p>
局長	<p>ありがとうございました。本日の出席委員は11名中10名であります。5番大沼委員から欠席する旨、通知がありました。農業委員会会議運営規則第6条の規定による定足数に達しております。</p>
議長	<p>それでは、増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規程により、以降の議事進行は会長にお願いいたします。</p> <p>日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は9番：佐藤委員、10番：松倉委員にお願いいたします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、田中一志君を指名いたします。 なお、本定例総会の事務従事者として、事務局長以下の関係職員を任命いたします</p> <p>日程3、決議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>決議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公正・公平な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項</p>

	<p>についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>記</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和2年1月27日 増毛町農業委員会 会長。以上です。</p>																	
議長	決議第1号の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？																	
各委員	無しの声																	
議長	それでは、決議第1号に賛成の方は挙手願います。																	
各委員	挙手																	
議長	<p>挙手多数、よって決議第1号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程4、議案第1号、「令和元年農作業料金・農業労賃について」事務局に説明を求めます。</p>																	
田中	<p>議案第1号、「令和元年農作業料金・農業労賃について」</p> <p>このことについて、北海道農業会議より回答を求められたので、別紙のとおり回答する。令和2年1月27日提出 増毛町農業委員会 会長。</p> <p>次のページに調査書をつけていますのでご覧ください。</p> <p>I 調査対象市町村または地区の地帯的性格ですが、人口の関係がありまして3農山漁村地帯となります。</p> <p>IIIオペレータ賃金</p> <table border="0"> <tr> <td>トラクター</td> <td>1時間当たり1,000円</td> <td>1日当たり8,000円</td> </tr> <tr> <td>田植機</td> <td>1時間当たり1,000円</td> <td>1日当たり8,000円</td> </tr> <tr> <td>コンバイン</td> <td>1時間当たり1,000円</td> <td>1日当たり8,000円</td> </tr> </table> <p>IV貴市町村または地区で実際支払われている一般的な農業臨時雇賃金額</p> <p>農作業一般、水稻の機械作業補助、果樹の専門・一般作業は、男女ともに</p> <table border="0"> <tr> <td>現金支払額</td> <td>6,888円</td> <td>その他費用</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>支払総額</td> <td>7,188円</td> <td>労働時間</td> <td>8時間</td> </tr> </table> <p>V貴市町村または地区における農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 増毛町農作業受託組合で定めている 2 麦又は大豆、そば 3 生産組織等 4 比較的よく守られている 以上です。 	トラクター	1時間当たり1,000円	1日当たり8,000円	田植機	1時間当たり1,000円	1日当たり8,000円	コンバイン	1時間当たり1,000円	1日当たり8,000円	現金支払額	6,888円	その他費用	300円	支払総額	7,188円	労働時間	8時間
トラクター	1時間当たり1,000円	1日当たり8,000円																
田植機	1時間当たり1,000円	1日当たり8,000円																
コンバイン	1時間当たり1,000円	1日当たり8,000円																
現金支払額	6,888円	その他費用	300円															
支払総額	7,188円	労働時間	8時間															
議長	議案第1号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？																	

各委員	無しの声																																								
議長	それでは、議案第1号に賛成の方は挙手願います。																																								
各委員	挙手																																								
議長	挙手多数、よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程5、議案第2号「農地の賃借料情報の提供について」事務局に説明を求めます。																																								
田中	<p>議案第2号「農地の賃借料情報の提供について」 このことについて、農地法第52条の規定により別紙のとおり農地の賃借料情報を公表する。令和2年1月27日提出 増毛町農業委員会 会長。 次のページをご覧ください。 増毛町における農地の賃借料情報 町内全地区について</p> <table border="0"> <tr> <td>田</td> <td>最高額</td> <td>12,000円</td> <td>最低額</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平均額</td> <td>10,100円</td> <td>データ数</td> <td>58件</td> </tr> <tr> <td>転作田</td> <td>最高額</td> <td>6,300円</td> <td>最低額</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平均額</td> <td>4,500円</td> <td>データ数</td> <td>51件</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>最高額</td> <td>9,000円</td> <td>最低額</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平均額</td> <td>9,000円</td> <td>データ数</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>果樹畑</td> <td>最高額</td> <td>15,000円</td> <td>最低額</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平均額</td> <td>15,000円</td> <td>データ数</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>この数値は、2019年1月1日から12月31日までに締結（公告）された農業経営基盤強化促進法及び農地法による利用権設定の数値を基に算出しています。 以上です。</p>	田	最高額	12,000円	最低額	8,000円		平均額	10,100円	データ数	58件	転作田	最高額	6,300円	最低額	2,200円		平均額	4,500円	データ数	51件	畑	最高額	9,000円	最低額	9,000円		平均額	9,000円	データ数	1件	果樹畑	最高額	15,000円	最低額	15,000円		平均額	15,000円	データ数	1件
田	最高額	12,000円	最低額	8,000円																																					
	平均額	10,100円	データ数	58件																																					
転作田	最高額	6,300円	最低額	2,200円																																					
	平均額	4,500円	データ数	51件																																					
畑	最高額	9,000円	最低額	9,000円																																					
	平均額	9,000円	データ数	1件																																					
果樹畑	最高額	15,000円	最低額	15,000円																																					
	平均額	15,000円	データ数	1件																																					
議長	議案第2号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？																																								
各委員	無しの声																																								
議長	それでは、議案第2号に賛成の方は挙手願います。																																								
各委員	挙手																																								
議長	挙手多数、よって議案第2号は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程6、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」事務局に説明を求めます。																																								

田中	<p>議案第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」</p> <p>このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが、適当と認め許可するものとする。令和2年1月27日提出 増毛町農業委員会 会長。</p> <p>次のページから通知書をつけています。</p> <p>賃貸人 賃借人 所在 地目 面積 利用状況</p> <p>平成31年4月1日から平成36年3月31日までの基盤強化促進法による賃貸借契約でしたが、令和2年1月20日に解約の申し入れと合意の成立。土地の引き渡し時期も1月20日となっています。引き渡しを行う6ヵ月以内の合意で記載内容についても適正であると判断します。また、こちらの土地については後で出てきますが売買を予定しています。 以上です。</p>
議長	<p>議案第3号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？</p>
各委員	<p>無しの声</p>
議長	<p>それでは、議案第3号に賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>挙手</p>
議長	<p>挙手多数、よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程7、議案第4号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」所有権1番については、委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。</p> <p>それでは再開いたします。所有権1番について事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>議案第4号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定のより、別紙記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を増毛町に要請する。令和2年1月27日提出 増毛町農業委員会 会長。</p> <p>所有権1番について説明いたします。</p> <p>移転を受ける者 移転をする者 土地の所在 現況地目 面積 利用目的 移転の時期</p>

	<p>こちらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
議長	所有権1番の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、所有権1番に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	挙手多数、よって所有権1番は原案とおり決定いたしました。 暫時休憩し、委員は席へお戻りください。
	それでは再開いたします。所有権2番について事務局に説明を求めます。
田中	<p>所有権2番 移転を受ける者 移転をする者 土地の所在 現況地目 面積 利用目的 移転の時期</p>
	こちらの内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。以上です。
議長	所有権2番の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？
各委員	無しの声
議長	それでは、所有権2番に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	<p>挙手多数、よって所有権2番は原案とおり決定いたしました。 利用権1.2番については、委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。</p>
	それでは再開いたします。利用権1.2番について事務局に説明を求めます。

<p>田中</p>	<p>利用権 1 番 設定を受ける者 設定をする者 土地の所在 現況地目 面積 利用目的 契約期間</p> <p>利用権 2 番 設定を受ける者 設定をする者 土地の所在 現況地目 面積 利用目的 契約期間</p> <p>これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>利用権 1. 2 番の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？</p>
<p>各委員</p>	<p>無しの声</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、利用権 1. 2 番に賛成の方は挙手願います。</p>
<p>各委員</p>	<p>挙手</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数、よって利用権 1. 2 番は原案とおり決定いたしました。 暫時休憩し、委員は席へお戻りください。</p> <p>それでは再開いたします。利用権 3. 4 番について事務局に説明を求めます。</p>
<p>田中</p>	<p>利用権 3 番 設定を受ける者 設定をする者 土地の所在 現況地目 面積 利用目的 契約期間</p>

利用権 4 番
設定を受ける者
設定をする者
土地の所在
現況地目
面積
利用目的
契約期間



これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。以上です。

議長

利用権 3. 4 番の説明が終わりましたが、質疑ございませんか？

各委員

無しの声

議長

それでは、利用権 3. 4 番に賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手

議長

挙手多数、よって利用権 3. 4 番は原案とおり決定いたしました。
次に、日程 8、その他について事務局から何かありますか。

みなさんからなにかありますか？

本日の案件はすべて終了しました。これで第 1 回増毛町農業委員会総会を終了します。

閉会時刻 午後 4 時 0 0 分

以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和 2 年 1 月 2 7 日

農業委員会会長 仙 北 清 孝

議事録署名委員 佐 藤 健 一

議事録署名委員 松 倉 利 幸